

隱岐國分尼寺調査報告

昭和46年3月

隱岐島後教育委員会

隱岐國分尼寺調査報告

昭和46年3月

隱岐島後教育委員会

序

ここに紹介させていただきますのは、昭和44年度より2ヶ年にわたって発掘調査いたしました隱岐国分尼寺跡の報告書であります。

ご存知のとおり最近の近代化・工業化の波は日増しに激しいものがありますが、わが隱岐島においてもその例にもれず永く後世に残さなければならない掛けがえのない文化財がその姿を消しつつあるのが現状であります。

このような状況の下で国及び県当局の御支援を受け、隱岐国分尼寺跡の全貌を明らかにできましたことは私の最もよろこびとするところであります。

以前より「尼寺村」又は「尼寺原」と呼ばれ、専門家の方々より推定地としてチェックされて来ておりました現地が、くしくも工業用地に開発されることに端を発し、なんとかしてこの貴重な遺産を西郷町としても日の当る場所に運び出すことが先決であるとして、調査の着手に踏み切ったのであります。

現地周辺には國分(僧)寺が現存しておりますが、ここは昭和九年後醍醐天皇行在所として既に国の指定を受けているのであります。本格的な学術的研究のメスは入れてないのであります。

また、近く発掘調査を計画している隱岐國分尼寺跡の問題も、これらに連なる国造家・惣社・古墳群に対しても、隱岐國分尼寺跡の発見によって、今までより、更に明確に存在価値を再認識させられることとなり、隱岐の古代史研究の上に輝かしい1ページを飾ることができたと信ずるものであります。

ご多忙中にもかかわらず、遠路はるばる御苦労いただきました文化庁、奈良國立文化財研究所の諸先生、島根大学ご当局及び調査の上担当を受けもっていただきました島根県教育委員会近藤正先生はじめ調査にご協力いただきました関係者各位に心からお礼申し上げますとともに、尼寺跡の今後につきましても御指導いただきますようお願い申し上げます

昭和46年3月

島根県隱岐島後教育委員会

教育長 高梨武彦

例　　言

1. 本書は、陰岐國分尼寺跡の緊急発掘調査にかかる概報である。
2. 調査は、陰岐郡西郷町が主体となり、実際の事務は陰岐島後教育委員会が担当した。
3. 本報告書の執筆は、発掘担当者となった鳥取県教育委員会文化財保護主事近藤正、調査に参加した国学院大学4回生近藤遊、松沢修の3名が分担した。
4. 本書に使用した写真は近藤が撮影したものであり、実測図の浮写はそれぞれの執筆者が分担した。
5. 本報告の執筆、作成については、奈良国立文化財研究所平城宅跡発掘調査部沢村仁達構造研究室長、町田章文部技官のご指導を仰いだほか、資料の整理には関西学院大学2回生東雲かずの協力を受けた。
6. 本書の編集と統括は近藤正が担当したのであり、若し内容その他に誤りがあるとすれば、その責はすべて編者にある。

目 次

| | |
|---------------------|----|
| I 遺構の位置と環境 | 1 |
| II 調査のいきさつと経過 | 4 |
| III 遺 構 | 8 |
| IV 遺 物 | 19 |
| V 近世の墓地 | 22 |
| VI 小 結 | 27 |

挿 図 目 次

| | | |
|------|--------------------|----|
| 第1図 | 八尾平野周辺の遺跡分布図 | 3 |
| 第2図 | 発掘調査地区図 | 5 |
| 第3図 | 遺跡地形図 | 6 |
| 第4図 | 遺構配置図 | 8 |
| 第5図 | 遺構実測図(1) | 9 |
| 第6図 | 柱穴掘方実測図 | 10 |
| 第7図 | 遺構実測図(2) | 13 |
| 第8図 | 遺構実測図(3) | 15 |
| 第9図 | 溝、土壤断面実測図 | 16 |
| 第10図 | 瓦、土器実測図 | 19 |
| 第11図 | 施 稚 陶 器 | 21 |
| 第12図 | 近世古墓分布図 | 22 |
| 第13図 | 古墓実測図 | 23 |
| 第14図 | 第1号墓、第3号墓、棺材その他実測図 | 24 |
| 第15図 | 第5号墓 副葬品その他実測図 | 25 |
| 第16図 | 教吳寺系軒丸瓦 | 29 |

図 版 目 次

| | |
|---------|--------------|
| 図版第I | 寺 路 全 景 |
| 図版第II | 遺 構 (1) |
| 図版第III | 遺 構 (2) |
| 図版第IV | 遺 構 (3) |
| 図版第V | 遺 構 (4) と瓦留り |
| 図版第VI | 遺 構 (5) |
| 図版第VII | 遺 構 (6) |
| 図版第VIII | 出 土 瓦 (1) |
| 図版第IX | 出 土 瓦 (2) |
| 図版第X | 近 世 の 古 墓 |
| 図版第XI | 古 墓 出 土 遺 物 |

I 遺跡の位置と環境

島根半島の沖合い約80kmに浮かぶ隠岐群島は、大小180あまりの島からなりたつが、このうち北東部に位置する島後は群島の中でも最大の面積をもち、古来から政治・文化的の中枢的役割をはたしてきた。すなわち、東西の長さ19km、南北21km、面積およそ246km²をはかるこの島は、起伏のはげしい山地が発達するなかで、西北の五箇村郡、南東の西郷町中条、東北の西郷町中村、西南の郡万村郡の4地区にはまとまった平地をもっている。なかでも西郷湾に接する八尾川の形成した八尾平野は隠岐最大の穀倉地帯をなしている。

さて、ここに述べる隠岐国分尼寺跡は、島根県隠岐郡西郷町大字有木字野中19番地、20ノ1、同2、21ノ1～21ノ3番地、26ノ1～26ノ6番地の範囲にある。奈良時代の行政区画は、隠岐國周吉郡であった。

附近の地形は、島の主峯大瀧寺山から南南西に向った支脈の末端は標高40mあまりの丘陵をなして八尾平野に迫っている。この丘陵を通称尼寺山と呼び、寺跡は、西寄りの丘陵部に位置している。すなわち、尼寺原の牛突場とその西側にある島後畜産センターの敷地よりも一段上った北側の山林と牧草地、畑地の平坦部を中心に、東西約100m、南北約100mあまりの範囲にある。そしてこの地点からは、西約400mに隠岐国分寺跡があり、南側には八尾川流域に展開する平野を隔てて隠岐の絆村玉若酢命神社、あるいは[国衙の所在地に比定されている]下西の台地を望むことができる景勝の位置を占めている。確かに、立地条件からのみいえば、狭隘な舌状台地に営まれた[田]分寺に比較して、この遺跡は東西に長く延びる台地を広域にわたって占有しているのは注意しておく必要があろう。

八尾平野を中心とする附近一帯には数多くの遺跡が分布している。まず、御文時代の集落は、対岸の下西台地には(1)大将軍道路(前期)(注1)、(2)甲ノ原遺跡(中部か)があり、さらに西郷湾の西端海岸線には前期中葉から後期末葉にかけた集落が営まれている(注2)、骨牛時代の遺跡については、八尾平野の東南端にある八田松附近で発見された(3)月無遺跡(前期後半～後期)(注3)が知られているにすぎない。この遺跡は八尾川改修工事で発見されたものであり、集落跡の標高は、川床に近い位置にあったことを思えば、なお附近に何様な集落が発見される可能性はきわめて大きいのである。

古墳時代になれば、再び多くの遺跡をみることができる。まず集落としてはさきの月無遺跡(前期)をはじめ、下西台地では各所から土師器、須恵器片を採集することができる。このことはまた古墳の分布ともよく符合する。いまのところ、八尾川流域でしられる早い

時期の古墳は下西の丘陵にある5世紀の(4)斎京谷古墳群(注4)である。これは径25m前後の円墳群であるが、これに続く6世紀代には(5)平神社古墳、(6)子安神社古墳、(7)二宮神社古墳、(8)玉若酢命神社古墳などのように全長50mから30m前後の前方後円墳が築造され、周辺にも多数の小円墳群が當まれるようになる。なかでも平神社古墳は全長50m、高さ5m余の規模をもつ大形の墳丘で、後円部には削石積みの横穴式石室がある(注5)。さらに八尾平野東部の大光寺丘陵から南側にかけての丘陵地帯にもかなりの墳丘がしられており、陰岐群島における代表的な古墳がこの平野周辺に集中しているのである。後世、この平野と周辺の台地が陰岐の中心となるべき素地は、すでに古墳時代に完成していたことを示している。

奈良時代における八尾川下流域は、名実ともに陰岐の中心となり、下西台地の中ノ原には(10)御跡が比定され、その西北方の丘陵には国分寺とあい前後して建てられたと考えられる(9)懐得寺跡(注6)がある。ここで注意されるのは、八尾平野周辺の遺跡が、主として西方の下西台地に集中しており、北方の中条、南方の西郷地帯には顕著なものが認められないことであり、国分寺跡が當されたのは、東方の丘陵地帯で、ここでは前代の遺跡がきわめて少ないとある。ともかく、陰岐国分尼寺跡は、このような環境のなかに當まれているのである。

注1 石野博信「藤山家資料」(関西大学附属大学共同調査会編「陰岐」所収)昭和43年3月

注2 前掲注1

注3 「付録 陰岐各地出土遺物」(『陰岐』所収)

注4 勝部明生「斎京谷古墳」(『陰岐』所収)

注5 山本信「陰岐古墳調査報告」(プリント)昭和30年7月

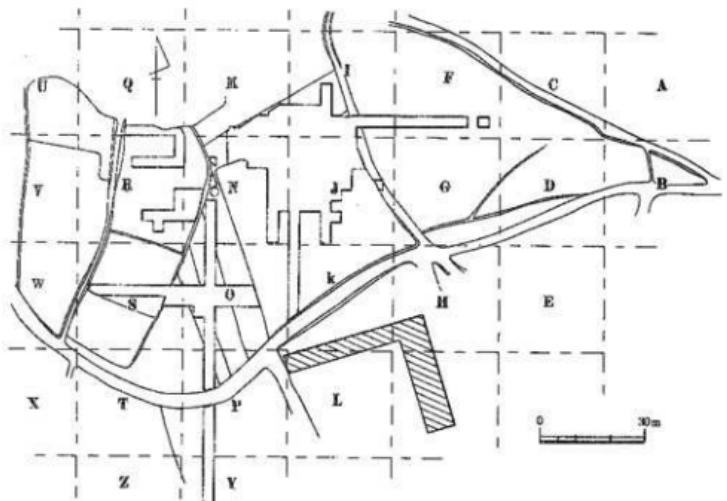
田中豊治「陰岐島の古墳分布表」(『陰岐郷土研究』7)昭和37年11月

注6 山本信「初期寺院跡」(『陰岐』所収)



第1図 八尾平野周辺の遺跡分布図





第2図 発掘調査地図

が、その間現地ではブルドーザーによって耕土が削平され、多数の古瓦が発見されるに及び、工事を一時中断されることになった。西郷町教委ではとりあえず、現地調査を日中調査員と中村小学校勝部昭助教諭に依頼し、25日から測量を開始した。また12月2~3日には近藤が現地を訪れ、建築跡のあることを確認し、2日夕刻から関係者が集まって保存会を協議し、島後農協の協力によって、当初計画の葉輝草電熱育苗ハウスの建設地は隣近の畠地に移し遺跡は牧草地として利用されることになったのである。なむ、現地調査は、日曜日を利用して実施せざるを得ない状態であったので、一応の調査が完了したのは12月28日であった。

その後、この遺跡はほとんど破壊されることなく牧草地として保存されることとなったのであるが、さきに示された古瓦の分布調査と一部建築跡の調査だけでは遺跡の範囲は明らかでなく、積極的な保存の処置を進めるには種々の問題があつたのである。

その点を考慮した島根県教育委員会では近藤が後教育委員会と協議し、昭和44年度に埋蔵文化財緊急調査を着手し、文化省に対して補助金の申請書を提出して認められるところとなつた。

調査は、昭和44年8月12日から9月12日まで延べ32日間実施した。調査担当者には近藤が当り、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査班・沼村仁第一調査室長、沼村伊章文部技

官、島根大学山本哲教授の指導を受けた。また、調査員として島根県教育委員会社会教育部石塚逸郎研究員、國學院大学4年生松沢修、近藤滋尚君が参加したほか、松江市立女子高校東京市長教諭、西郷町立下西小学校若林久校長、西郷教育事務所小柏英会社会教育指導主事、佐藤年秀指導主事、海士中学勝部昭教諭、隠岐高校佐々木土佐夫教諭、隠岐系校生の応援があった。さらに、事務局の仕事は、島後教育委員会社会教育係長谷田賛治、同嘱託者美佐夫が当った。調査経過の概要は次に示すとおりである。

8月12~18日 地形測量。方30mを1地区として東北端をA地区とし、順次西側に及び西南端をB地区とする。18日沢村仁第一座長到着。

8月19日 J・N地区から発掘調査開始。この2地区は昭和42年に建築跡の発見された牧草地である。

8月23日 J地区に瓦留りと柱穴掘り方、I地区に掘り方を確認、南北3間の柱間をもつ鍵家跡確認。山本清教授到着。

8月27日 I、J成績区にかけて東西5間、南北3間の建築跡を発見。

8月29日 M、N両地区にかけて礫石をもつと考えられる建築跡発見。基壇は失われている模様。

8月30日 現地説明会。

9月3日 M、N地区に認められた建築跡は西側Q地区の発掘によって東西7間、南北3間にまとまるらしいことが判明。文化庁記念物課横山浩一調査官、平塙宮跡発掘調査部町川幸文部技官到着。現状の説明。

9月4日 横山調査官の現地指導。写真撮影のため、発掘区の最終的な整理を行なう。

9月5日 写真撮影。劣化準備。

9月8日~12日 審議会作成。

9月13日 離島。

2) 第2次調査

当初この調査は、44年の半年度事業として計画されたものであるが、結果的に昨年度調査は守院の東北半部を基準的に実施せざるを得なかつた關係で、守城を確認するまでにいたらず、また伽藍配備そのものについても不明の点が多く残つたのであり、第2次調査の必要がわかつたのである。したがつて、今年度の調査は寺域の西および南限を確認し、かつ昨年度の調査で発見したS-B-001の南方に想定される建築跡の検出を上な目的とした。

調査は、昭和45年8月15日から9月1日まで延べ20日間実施した。調査の体制は前年度



第3図 通路地形図

と同様に奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部の指導を受け、同調査部町田章文部技官の現地指導を得た。また、発掘担当者には近藤が当り、国学院大学4回生松沢修、近藤滋、関西学院大学2回生東雲均3君のほか、海士中学校勝部昭教諭、西郷教育事務所小柏美金社会教育指導主事が随時参加された。なお、調査の事務局は島後教育委員会社会教育係長谷田義治、同嘱託木頼一郎が担当した。日を追っての調査経過は次のとおりである。

なお、宿舎は前年度と同じ有木部落の鈴木強三郎氏宅である。

8月10日 トレンチの設定。昨年度に設定した測量杭を基準にN、O、P、Qの各地区に基準点を設け、SB001、SB002の中軸線上に発掘区を設け、N地区7ラインから作業開始。

8月11～13日 N地区に續いてO、P地区に作業を進める。OE7、OF7区に柱穴の掘り方を検出したほかは顕著な遺構は認められない。

8月14～16日 14日は盆のため休日。翌15日から16日にかけて台風第9号来襲し、野外作業は不能、遺物整理をおこなう。

8月17日 P地区の南に設定したY地区に発掘区を延ばすが、この地区では遺構は認められなかった。

8月18日 SB001、SB002の西側柱列を確認すべくRA1～RC1を発掘、昨年度に相定した柱穴掘り方を確認。

8月19～25H OE7、OF7で認めた掘り方の性格を確認すべく、東西に発掘区を拡げそれが門であることが判明。さらに、門の両側に延びる櫛列を検出した。この間22日には町田章文部技官到着、25日まで指導を仰ぐ。

8月26～27H SE5、SE4区に認めた近世墓群を調査する一方、写真撮影のために発掘区全体の清掃を始める。27日午後から撮影開始。

8月28日 写真撮影終了。実測準備開始。午後2時から島後文化財専門委員の現地見学。

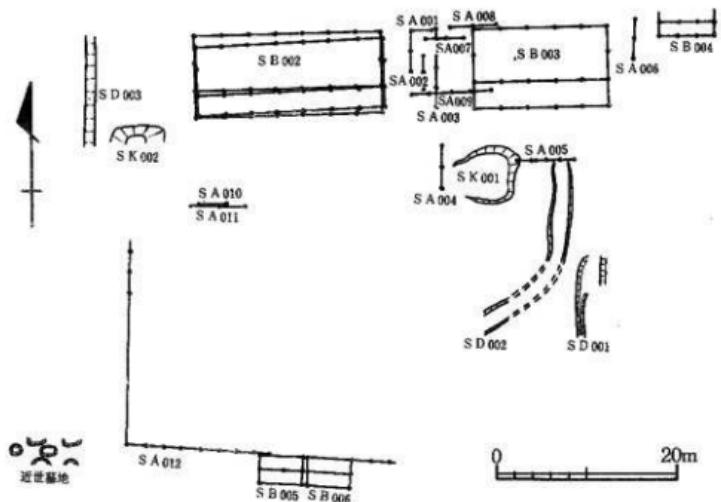
8月29日 実測用の水糸配り完了。

8月30～31日 遺構 ^{アーチ} _{アーチ}。

9月1日 SE5の近世副葬品採集。また今後の調査、将来に予想される整備のためにセメント杭をO線上に埋設して基点を残す。作業終了。

9月2日 午前8時の船で離島帰途につく。

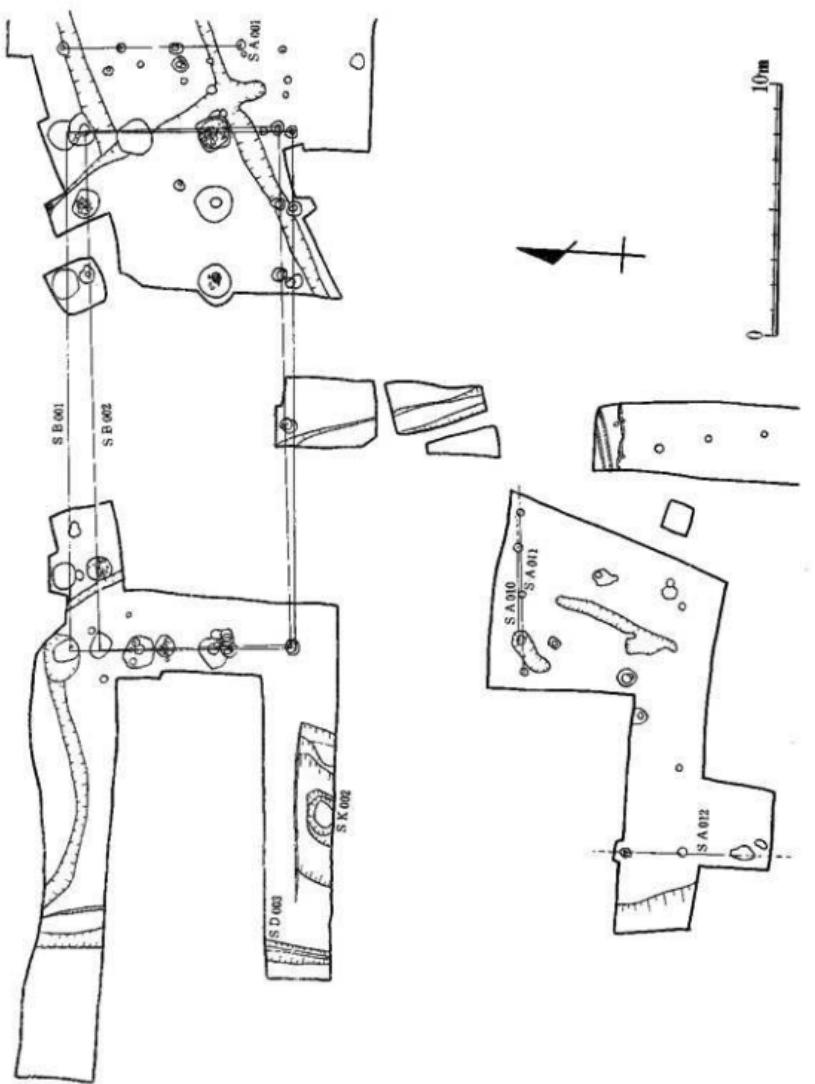
III 遺構



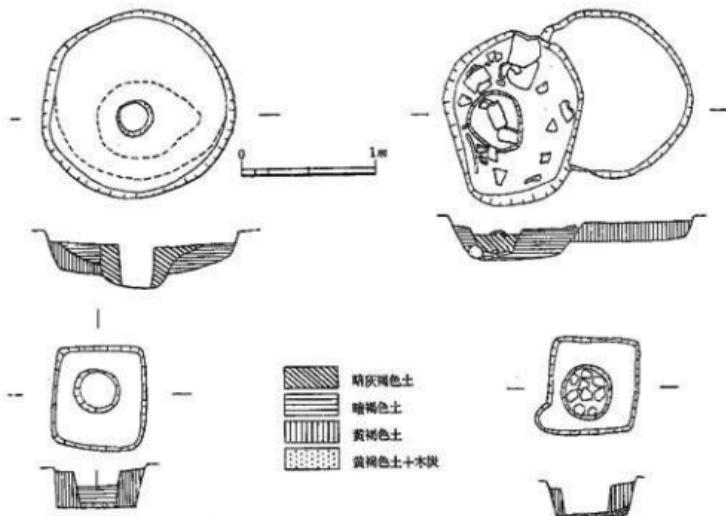
第4図 遺構配図

当遺跡地は畜産センター建設、開墾などにより上面がかなり削平されており、大部分の遺構が検出された台地北半分では、厚さ約15~25cmの耕作土が直接地山の上にあり、一部キャタピラ痕や耕作痕が地山面に達しているところがあった。また台地南半では南西に下る谷に向って徐々に耕作土と地山間に暗褐色上が厚みを増し、トレンチ南端では約80cmほど堆積していた。なお、この土は柱穴、溝状遺構などの埋土にもなっていることから、検出された遺物は大部分この層より出土している。よって検出された遺構はすべて地山への地業痕であり、柱掘方のなかには極端なもので、地山面よりわずか5cm程度の深さでしか残っていないものがある。したがって完全に削平し尽された掘方の方位、規模、形態、埋土などの状態より検討の結果、建物址6棟、櫛列12条、溝状遺構4条、土塘3、近世土塙墓6基などが確認された。

これらの遺構を大別すると重複関係より時期的には2時期確認され、方位的には3グループに分けることができる。ただし方位の違いが時期差を現わすかどうかは現在のところ不明である。



第5図 造構実測図1



第6図 柱穴掘方実測図

なお、以下の文中では各々の遺構については奈良国立文化財研究所の方式にならい、S=遺構、A=柵列、B=建物、D=溝、K=上塗、数字=遺構番号を用いて表記することとする。

全体の概況としては、丘陵平坦部の北寄りにSB001～SB004の4棟の建物址が並び、その間あるいは前方には柵列を建てそれぞれの建物を区画しているのが注意され、さらにSB001、002の西方にはこれとほぼ併行して1条の南北溝(SD003)が掘られている。また、建物址群の南方約38mの位置に門(SB005、006)を配してその両翼に柵(SA01.2)が伸びている。さらに西側の柵列は、SB005の西北から約15m進んだ地点から北折してR地区へ続いているのが注意される。しかし、東へ伸びる柵列は未発掘であるために不明である。なお、このほかに、南の門、柵と北の建物、柵の中間に若干の溝と土塙が認められ、また、SA01.2の西側には近世の墓地が喰まれている。

以下に個々の遺構について建物址、柵址、溝状遺構、土塙の順で略記する。

[建 物 址]

S B 0 0 1

この建物は今調査で確認された建物の内では最大規模であり、S B 0 0 2 にほぼ重複している。東西に棟を持ち、かつ南に廊を有す 3×7 間（柱間距離 $9 \times 21m$ ）の掘立柱建物址で主軸は磁北に対し西4度20分過している。

掘方は身舎部分が径1.3～1.4mの円形ないし隅丸方形で黄褐色の埋土には瓦を含まず、柱穴の認められないものがあり、一部は S B 0 0 2 の掘方に切られている（第5、6図）。廊部の掘方は径40cm程のほぼ円形で内に径20cm程の柱穴を有している。

S B 0 0 2

上述の S B 0 0 1 を切ってほぼ重複した東西に棟を持つ 3×7 間（柱間距離 $7.65 \times 21m$ ）の掘立柱建物址で、やはり南面に廊を有している。主軸方位は西4度50分とやや大きく振れている。

掘方は S B 0 0 1 同様円形、隅丸方形など不整形であり、柱穴は暗灰褐色粘土内に多量の炭化物を含んだ埋土で、径30～40cmのものが確認された。また掘方、柱穴共に多量の瓦片を出土しており、一部柱穴底に礎板のごとく敷いたものがあった。

S B 0 0 3

S B 0 0 1 の東10.5mに柱筋を通して並ぶ 3×5 間（柱間距離 $9 \times 15m$ ）の掘立柱建物址で、やはり南面に廊を有している。

掘方は一辺約60cmの均一性のある方形を呈し、内に径約35～40cmの暗褐色粘土の埋土を有す柱穴が確認された。これら柱穴の底には水などの浸透により形成されたものとは異なった、やや地中より背味がかった堅緻な黄褐色粘土を敷いたものや、掘方底部全体に瓦片を敷いたものがあった（第6、7図）。また掘方、柱穴の埋土にも瓦片が含まれていた。

S B 0 0 4

農道を挟んで S B 0 0 3 の東微高地に約6mを隔てて検出された掘立柱建物址である主軸方位は、これまでのものと異なり、磁北に対しわずか東に過しておらず、東西3間（柱間距離 5.7m）、南北1間（柱間距離 1.7m）分のみ確認された（第7図）。

掘方内、特に柱穴附近には瓦片が多量に含まれていた。

この建物址は、他のSB001～003のいずれもが南面廂を有することから、廂部分のみ検出されたとも考えられるが、また他との位置関係から、総柱の何か倉庫様の建物の一部とも考えられる。

SB005

この建物址は第2次調査において確認されたもので、SB001の南約36mに位置しており、東西に棟を通す2×1間（柱間距離3.4×5.4m）の極端に平行の長い掘立柱建物址で、方位も東6度30分とこれまでのものと異なる。

掘方は0.8m程の円形を呈し、内に径0.3m程の柱穴を有す。特に柱穴埋土はSB002の柱穴埋土に近似しており炭化物を多く含んでいた。また、多量の瓦片が掘方、柱穴共に埋土より出土している。

SB006

SB005の東側柱列を切って東に隣接するように建られた。やはり東西に棟を持つ2×2間（柱間距離3.4×5.8m）の掘立柱建物址で、方位もほぼ同様である。

〔 檻 〕

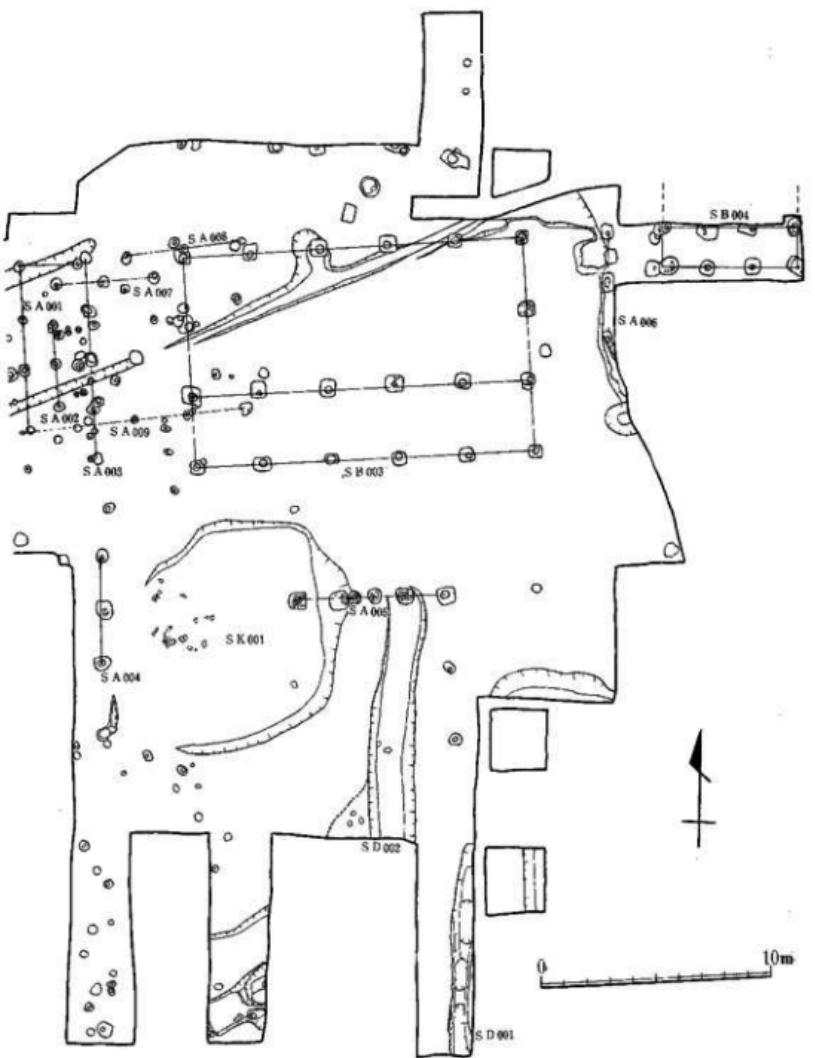
次に横列であるが、多数の柱穴を検討の結果、檻として考えられるものは12条程で、この中でも建物址との関連で意味付けられるものは7条程で他は明かでない。

SA001

SB001とSB003の間に、これらの建物址と方位を同じくする3条の檻列が確認された。この内の西側の檻列でSB001の東3.5mに位置し、南北3間（柱間距離7.2m）、北端で東に直角で折れ1間分（柱間距離2.7m）が確認された。なお東折部の2本の柱穴は、SB001・003の北側柱筋に一致することが注意される。

SA002

3条のうちの中央の檻で、SA001の東1.3mに位置し、柱間距離1.8mで2間分検出されている。



第7図 造構実測図(2)

SA003

3条のうちの東側のもので、SB003の西約4.5mに位置し、ほぼ北端はSB001、SB003の北側柱筋に一致し、南に4間分(柱間距離8.2m)検出された。

掘方はSB003に比べ小型ではあるが整っており、柱穴と共に埋土内に瓦片を含んでいる。

SA004

SA003の南4.2mに柱筋を通して2間分(柱間距離4.5m)検出されたものである。なお、柱筋より東に0.3m外れてはいるが、SA003の南端とSA004の北端より2.25mの等距離の位置に1個の掘方が検出されている。この場合、問題の掘方を含むと何か櫛に観音開きの門のような施設があったとも考えられ、2条の櫛は1条となり得るが、柱筋を通すというものの、SA004がやや東に振れていることが気になる。

SA005

SB003の南5.7mに位置する3間(柱間距離5.7m)の櫛で中央の柱間の中間には地山上に直接削石を敷いた径40cmの円形掘方を有し、他の掘方はこれよりやや深く、一辺50cm程の方形を呈し、底には一面に瓦片が敷かれていた。この中央の間も3個の掘方を使い観音開きの門があったと考えられる。

SA006

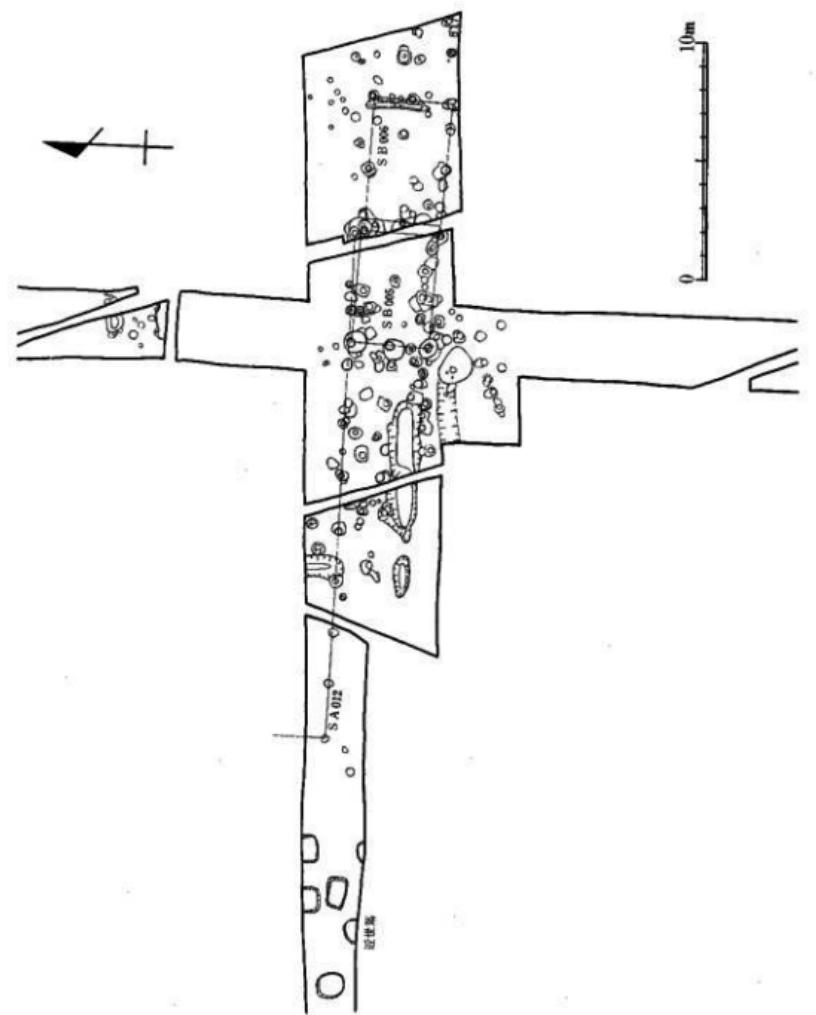
SB003の東約3.5mに位置し、方位はやや東に振れているが北側柱筋を通した南へ2間(柱間距離4.6m)の櫛で、掘方はほぼ方形を呈するが、ややその形状は均一性を失っていた。

SA007

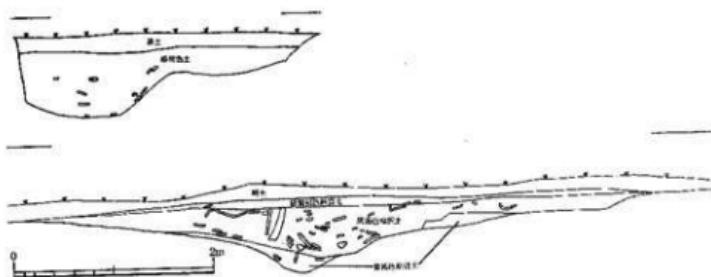
SB001とSB003の間に東西に通る2間(柱間距離4.2m)の櫛でSA002と交わると思われたが、やや柱筋が異なることより別の櫛として考えた。

SA008

SB002の東5mよりSB003の北西にかけて伸びる2間(柱間距離5m)の櫛で、SB003の掘方を切ること、SB002に方位を同じくすることより、SB002に伴



第8図 造構実測図(3)



第9図 溝、土壁断面実測図

なうものと考えられる。

SA009

SA008の南7mに位置する4間(柱間距離9.6m)の樋で、SA008同様、方位掘方の切り合いよりSB002に伴なうものと考えられる。

SA010

この樋は第2次調査において検出されたもので、1間分(柱間距離3.8m)が確認されているが、トレーンチの関係で未調査ではあるが、SB001との関係で東に伸びるものと考えられる。

SA011

この樋もSA010同様第2次調査において検出されたもので、2間分(柱間距離6.2m)が確認されている。これも方位、位置の関係でSB002に伴ない、更に東に伸びるものと考えられる。

SA012

1~2次調査を通じて検出された樋のうち最も長のもので、SB005, 006の北西より西に8間(柱間距離19.5m)が確認されている。方位は磁北に対し東5度10分振れている。これは更にその西端で北折し、R地区で2間分検出されている南北に通る樋に続くものと考えられる。

〔溝状遺構〕

溝状遺構は、中には開墾時に地山までおよんだと考えられ、現在の畦畔と方位を同じくする溝が数条ある。

SD001

SB003の南 15mに始まり、南北に走るU字溝で南端で東折する。巾は1~1.5m、深さ 50cmで長さは現在約 9m確認されている。埋土は暗褐色砂質土で多量の瓦片を含み、特に出土遺物中貴重なものとして三彩香炉片がある。

SD002

SD001の西約 2mの所を並行して通る巾 2m、深さ約 20cmのU字溝で、南端は西南に折れ徐々にその巾を減じており、底の所々には滴りのような皿状の凹みがある。現在約 20m程確認されており、やはり多量の瓦片を出土した。今調査で出土した大部分の軒瓦片は、この2条の溝中とその間に広がっていた瓦堆積より出土したものである。なお、この溝は SA005 の掘方を切っていた。

SD003

SB001の西側 11.5mのところを南北に走る溝で、巾 60cm、深さ約 10cm程のものであるが、南に行くにつれ、その西壁は不明確となり、現在約 12m程確認されている。また、SB005の西方では確認されなかったが、そのほぼ延長線上以西に近世土壤墓があることより、後世の何か寺地内区画の意味を持ったものとも考えられる。埋土が耕作土であることより、また、開墾時のものとも考えられるが、現畦畔とは異った方位を持っていて。

〔土 壤〕

土壌は、確認されたものは1~2次調査各々1カ所で、小さなものの、あるいはそれらしきものを含めると5カ所ある。

SK001

SA004の西に広がる東西9m、南北10m、深さ約30cmの皿状土壌で、瓦溜めであった。この土壌は今調査以前に、センター建設時に検出されたもので、上面はかなり掘じていたが底まで瓦が充満していた。瓦は平瓦、丸瓦がほとんどで、焼き損じの瓦らしく、ひどく曲折したものが多く含まれていた。なお、この土壌はSA005の掘方を切っていった。

SK002

SB001の西3.5mの位置に検出されたもので、東西約5.5m、南北は未調査区で不明である。形状はSK001と異なり尖底状の土壌で、最深部は切り込み面より約80cmある。この土壌は、そのセクションより2度掘り込まれたらしく、底の部分と東側中段に認められる黄褐色粘質土が最初の埋土で、それを切って2度目に掘り込まれ、灰褐色粘質土が埋土となっている。やはり瓦溜めとして使用されたらしく、灰褐色粘質土中に多量の瓦を含み、炭化物も多く含まれていた(第9図)。

以上が今調査で確認された遺構の概略であるが、最後に全体的にみて、SA003～006はSB003と深い関係を持っている。SB003の中心より径40尺(12m)の円を描くとSA006はやや内に入るが、SA003, 005は円上に載り、SA005の西延長線上にSA004の中点が載ることからSB003の3面を囲み、かつ南面と西面に簡単な門のような施設を有していたものと思われる。

次にSB005, 006は他の諸建物とまったく方位を異にするが、南西の谷に対し直交することより、さほど方位として問題はなく、門として使用されたものと考えられる。また、SA012も門に取り付く構であり、SB006に伴なう時期に一部東に延長されて使用されたらしく、東端は柱間距離が他と異っている。

SA010, 011もSA005同様SB001, 002の南面を防ぐ構として考えられる。

つまり、SB001, 003が第Ⅰ期の中心であり、これに伴いSB005, SA003～006, 010, 012があったと思われ、第Ⅱ期においてはSB002を中心にSB004(掘方の感じが類似している)、006とSA008～009, 011～012が伴ったと考えられ、他は時期が不明である。また第Ⅰ期でもSB001は早い時期に建られたのか、掘方内に瓦を含んでいないことが注意された。

(近藤 淳)

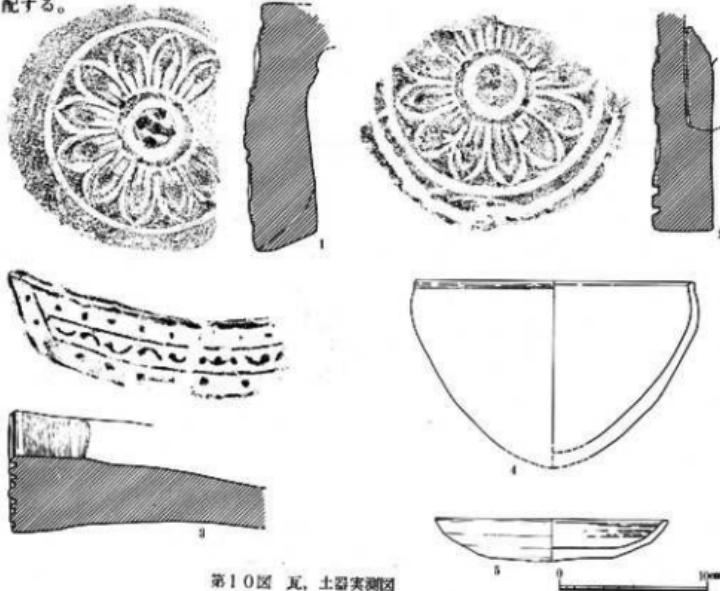
IV 遺 物

今回の調査で得た寺跡関係の遺物は余り多くはない。その大半は瓦類で、ほかに若干の土師器、須恵器、陶磁器、鉄釘などがある。それらは奈良時代から近世にいたるものである。

(1) 瓦

瓦類は2カ所の瓦溜りおよび溝、柱穴などの遺構から出土したものと、遺構から遊離して出土するものがある。しかし、両者の間には時間的な差異は認められない。種類は軒丸瓦、軒平瓦、隅瓦、平瓦、丸瓦がある。

軒丸瓦 12弁の単弁蓮華文で、すべて同一様式を示しており、このなかで蓋が傷の有無によって2種類あることが知れる。いずれも中房が弁区よりもわずかに高い凸中房で、周縁に2重の圓線がある。そしてこの圓線は中房と高さを等しくする。中房は径2.8cmで比較的小さく、太い圓線(6mm)によって囲まれ、1+4の蓮子を配する。蓮弁は狭長で幅1.7、長さ4cmの規模を有し、特異な蓋をもつ舟形弁である。各弁はわずかな間隔(4mm)をもつが、間弁は中房まで達していない。外区には幅6mm×高さ2mmの2重の圓線を配する。



第10図 瓦、土器実測図

次にこの製作法であるが、2種類ある。1は瓦当と筒瓦を別々に作り、組み合せるもの、2はいわゆる1本造りと称される同時作成のものである。前者は籠への粘土の打ちこみと離脱が比較的の良好で、弁や圓線が鮮明である。そして、この種類は概して焼きが柔かく、赤褐色ないしは灰白色を呈し、胎土には細砂粒を含んだ粘土を用いている。また筒瓦との接合部はかなり厚く、ために文様面が1cm内外となるものがほとんどである。そして瓦当裏面は指ナデが行われている。後者の例としては2例あるが、いずれも籠への打ちこみが十分でなく、一見して2重圓の外に平線があるようなはみ出しや歪みがあり、文様も浅い。焼成は堅く、黒色を呈し、胎土にはあらい砂粒を含んだ粘土を用いている。また瓦当裏面へは仕上げを行わず、そのまま布目が残っている。

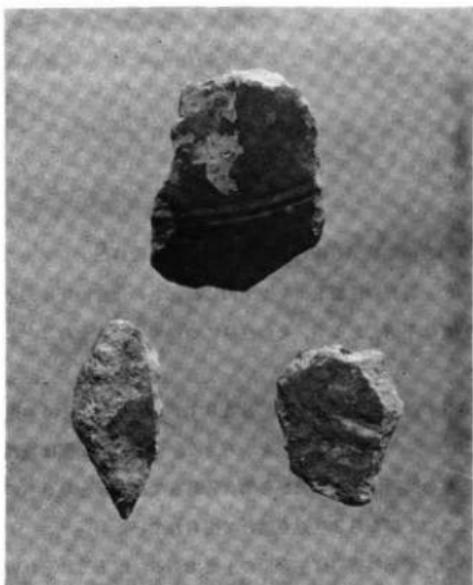
これらの籠は2種類ある。1は籠に傷のないもの、他の1は内区の中房を囲む圓線の内側に中房と圓線を結ぶ形で、1カ所は弁と外区の圓線を結ぶ形で、他の1カ所は同様の地点に三日月形に結んでいる。1本造りのものは2例とも後者の籠を使用している。いずれにしても、これらが同一の籠の使用における傷かどうかは不明である。また、この傷の位置から筒瓦との取り付け位置が一定していないことがわかる。

軒平瓦　みな退化した均整唐草文で、軒丸瓦と同様、単一の様式である。また、籠は3種ある。いずれも無頭で文様部の高さは同じである。文様構成についてみれば、内区は退化した勾玉状の唐草を中心装飾から左右に延ばしている。外区は不統一の間隔で珠文を配しており、内区を囲む界線は上部のものだけを瓦当の隅まで延ばし、下部ではそれをつくらない。籠は前述のとおり3種類あるが、1は文様が細く、それにしたがって各唐草が連結せず、唐草の断面が△状を呈する（図版第Ⅳ下段）。2は文様が太く、断面が梯形を示す（同右上）。3は上記2種の中間的な形式で、やや唐草の長さが短かく、断面は△状を呈する（同左上）。

これらの焼成は軒丸瓦と同様に灰白色の柔かい焼き上りで細かい砂粒を含むものと、黒色の堅い焼成あらい砂粒を含むものがある。また、仕上げも丁寧に籠で布目を消したもの、指であらくナデで仕上げているものがある。

隅瓦　いずれも破片で全形を知り得るものはないが、横長のものと縦長のものがある。すべて平瓦を焼成前に縦方向に切ってつくられている（図版第Ⅴ）。

平瓦、丸瓦　採集したものをすべて精査していないので、詳細は不明であるが、一般的な傾向としていえば、次のようである。すなわち、平瓦はすべて窓目の卯目で整形され、またなかにはそれを磨消した例も若干ある。表面の周縁は籠で削って整形している。またこれに残る模骨痕からその幅は3、4、4.5cmの間のものであることがわかる。完形品は



第11図 施釉陶器

ない。

丸瓦は玉縁のものと
行基式のものの2種が
あるが、どちらかとい
えば後者が多い。

(2) 土器その他

須恵器 蓋は多く
ないが、甕、杯、鉢な
どの器形がある。杯は
底部に糸切りを有し、
胎土は細砂を含み、燒
成はやや柔かい。甕は
内部に円形の叩目を有
する。焼成は堅く、胎
土は細砂を含んでいる。
鉢形土器(第10図4)

焼成は堅い。復元口径は18.6cm、復元高12.5cmをはかる。ロクロ痕を全面に残すが口
縁内部を刷毛で整形する。口縁附近で内曲し、口唇で再び外反する。また、器の内外両面
に一様に黒漆を塗沫する。

鉢形土器を除いてほかは小破片であり、時期などを決定する資料に乏しい。

上部器 これも量的にごく少なく、また小破片が多く、図示した1例のほかに数点が
原形を知り得る程度である。器形は碗、杯、皿などが認められる。皿形土器は胎土に細砂
を多く含み、内面は黄褐色と黒色があり、外面は黒光りのする比較的堅い焼き上りになっ
ている。口径15.6cm、高さ2.5cmをはかる。底部は糸切り痕を有し、やや内湾ぎみに口
縁にいたる(第10図5)。

施釉陶器 南側の丸留りから4片が出土している。このうち3片が同一個体で、内外
両面に緑、褐色の釉を施す。器形は小破片のために判然としないが、2条の沈線と2孔を
有している。他の1片は綠釉陶器で、軟陶である。碗形土器の口縁であるが、器肉はきわ
めて薄く、口径その他は不明である(第11図)。

鉄釘 敷本出土しているが、小片でしかも腐蝕がはげしく、全形を把握できない。

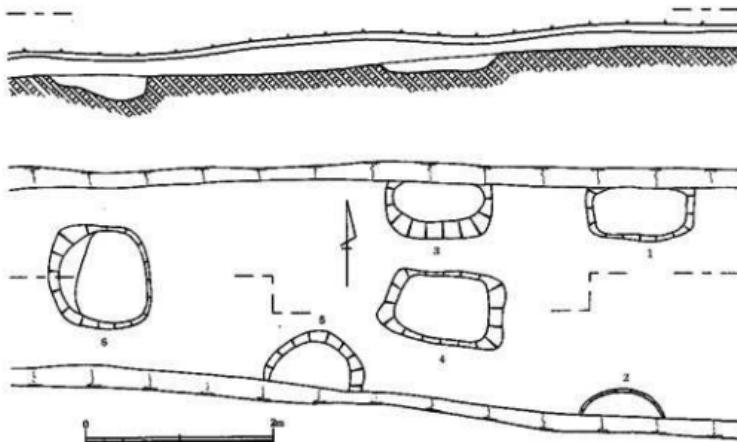
V 近世の墓地

[遺構]

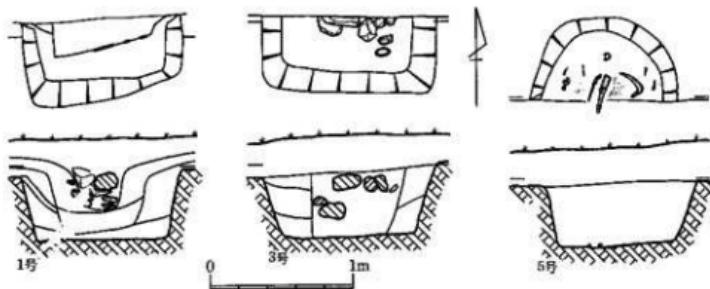
この近世墓は、SB005の西側に延びる柵列を調査するために設けたトレンチのSE4～SE6にかけて認められた。調査の性質上トレンチ内に確認されたものだけにとどめたので、群の範囲などについては不明であるが、その性格についてはおよそのことがわかる。

まず、その位置はSB005の西端から18.5m, SA012からはおよそ4m離れた畝に埋没したもので、検出したものの総計は6基をかぞえる。分布する範囲は東西7m南北は不明である。また、各墓の間隔は第1号墓から第5号墓までは1.5～0.5mの合間を保っているが、第6号墓はこの1群から2m近く離れて掘られている。

墓の上部構造は不明であるが、下部の構造は土葬用の土塚である。以下それぞれの概要を示す。



第12図 近世古墓分布図



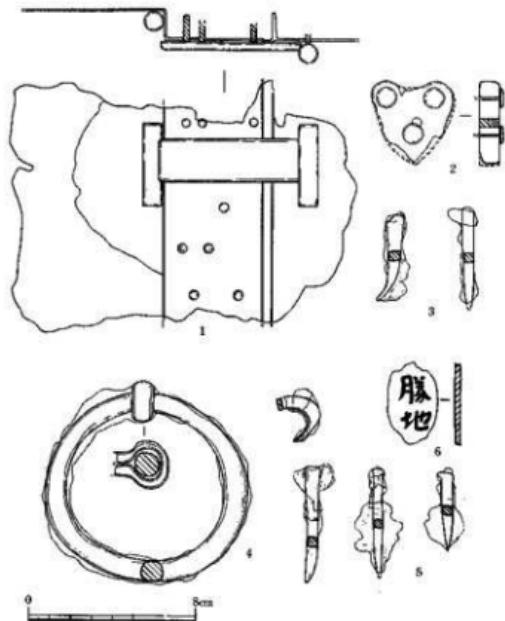
第13図 古墓実測図

第1号墓 東北隅にある方形の墓壙である。上縁の東西径 1.15m、底径 0.98m、南北の現径は 0.65m、深さは 0.50m 前後であり、耕作土上面からは 0.70m 前後をはかる。壙内の状況は、中央部にピット状の黒土の落ちこみがあり、なかに瓦片、礫が落ちこんでおりこれがもとでは棺の上部に置かれたものであることがわかる。そして掘りこみの肩の部分に棺材とそれに着装された鉄板が認められた。外側に鉄板を張った立方体の坐棺であろう。東西の1辺は 0.70m、深さ 0.50m 前後をはかる。副葬品は認められなかった。

第2号墓 第1号墓の南側 1.6m にある円形の墓壙で全体のおよそ 4 分の 1 を検出した。東西の現径 0.92m、復元径は 1m 前後、深さは 0.9~0.7m、耕作土上面からは 0.25m ほどのごく浅いものである。この墓壙はさきにも述べたとおり中心部まで調査の手をおよばしていないために棺の構造、副葬品の有無については不明である。

第3号墓 第1号墓の西側へ 0.97m 離れて営まれた方形の墓壙であるが、これまた南半部しか調査していない。墓壙上縁の東西径 1.24m、底径は 0.91m、深さは 0.50m 前後である。墓壙の中央部に径 0.65m の方形の落ちこみがあり、なかに礫と瓦があった。第1号墓と同様な棺蓋の上にあった上部構造の1部であろう。なおこの落ちこみのなかには鉄釘と鉄環が認められたほか、墓壙上縁に近いレベルに患瘡のある板材が1片発見された。

第4号墓 第3号墓の南に併行して掘られたもので、プランは長方形を示す。東西の上縁径は 1.25m、南北径は 0.76~0.70m をはかり、東側がわずかに広くなっている。底径は 1m から 0.60m、深さは 0.18~0.10m で東側が深くなっている。副葬品は認められなかった。



第14図 第1分墓、第3号墓、棺材その他実測図

第5号墓 第4号

墓の西南側に掘られた墓壙で、プランは円形を示す。上縁の径 1.03m 、底径は 84cm 、深さは 50cm をはかる。底に鉄鏡 1、扇子 1、煙管 1、鉄環 1 のほかに扇子の上部と周囲には寛永通宝 12 枚が認められた。これらはみな棺内に収めた副葬品であろう。

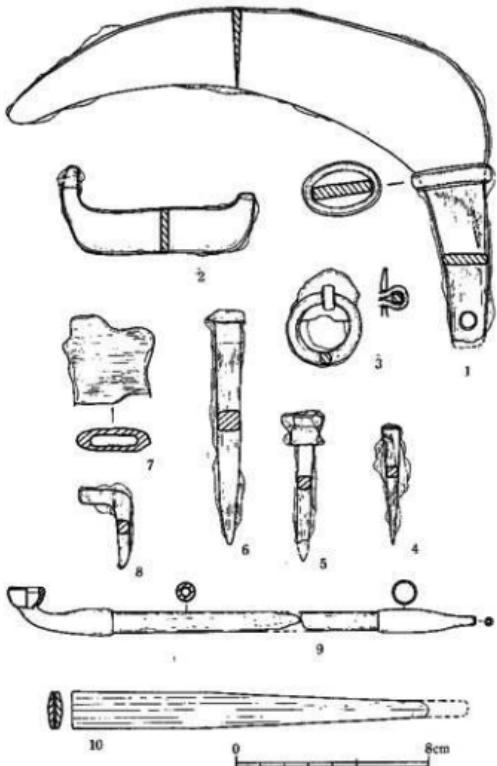
第6号墓 1群の
なかで西端に位置する墓壙でプランは隅

北 1.4m 、底は 1m から 93cm ある。深さは 20cm 前後をはかる。棺材や副葬品は認められなかった。

〔 遺 物 〕

近世の墓地から発見された棺材ないし、その附属品、また副葬品はそれほど多くはない。すなわち、遺物の発見されたのは、第1号、第3号、第5号の各墓だけであり、そのほかの墓には何ら遺物を認めるることはできなかった。以下それぞれについて説明する。

第1号墓 棺材だけである。1は棺の側面に打ちつけてあった鉄板であるが、全体の形状は不明である。厚さ 1mm の鉄板を鉄紙で留め、上方に銅板をついたものである。2はハート形に切った桐材に3箇の青銅鏡を打ちつけたものであり、2箇ある。墓壙中央の七



第15図 第5号墓 副葬品その他実測図

部に認められたものである。材の中央に径4mmの竹釘を通した孔がある。棺の蓋にとりつけてあったものであろう。3は鉄釘である。合計3本を認めたにすぎない。1本の釘には、横に木目の走るものがある。板の厚さを示している。厚さ8mm前後である。

第3号墓 環2箇と鉄釘12本、墨書銘ある木札1枚が認められた。鉄製環は2個あって同形、同大である。鉄製の簡

單な紐のついた環で

径9.7cm、環自体の直径は1cm前後をはかる。発見された位置からして棺の側板に固定してあったものであろう。鉄釘は1本の湾曲するものを除くほかは同形の笠釘である。長さは5.6~3.5cm、径は5mm前後で断面方形を示す。墨書銘ある木片は、長さ3.9cm、幅2.5cm、厚さ3mmの松材である。片面に「勝地」とある。位牌の類の残片であろうか。

第5号墓 棺関係は鉄釘12本、鐵環1箇。副葬品は鐵鎌1、火打金1、煙管1、扇子1、覺永通宝12枚である。釘(4~8)は普通の形を示すが、長さ9.5~4.7cmをはかるが、長いものは1本だけである。環は小形のもので、ごく薄い座金をもっており、その内面に漆の附着がみられる。墓壙の底に認められたものであるが、棺蓋のものであろう。鐵鎌は、現代でも使用している草刈鎌である。刃部の板の厚さは薄く3.5mmを有する。刃の部分に柄を固定するための責金具があり、革端に近い部分には目釘が残っている。その長さは2cm、径6mmある。火打金(第15図2)は縦状を呈する通有の品で長さ8cm、

幅2cm、厚さ3mmをはかる。両端の細くなった部分は左側に木片、右には青銅板が附着している。煙管(9)は吸口と椎首は青銅で、竿は簾竹である。保存が悪く、全長は知り得ないが、現存長は19.4cmある。火皿の直径は1.5cm、深さ8mmをはかる。扇子(10)は親骨2枚と若干の子骨が残っているにすぎず、要の部分も不明である。親骨は現存長14.8cm、先端の幅1.5cmある。竹製で、表面は黒漆が塗ってあり、内面には銀紙の附着をみることができる。寛永通宝は12枚あるが、大きさ、文字の違いなどから2種に分けられる。1は径2.5cm、厚さ1mmで文字は太い。2枚ある。2は1よりもやや小形の錢で径2.3cm、厚さ1mm、文字は小さく細い。10枚あるが、2枚にはこまかい縦目のついた布が附着している。

(近藤 正)

VI 小 結

これまで、項を分つて遺構と遺物についての概要を述べた。ここではそれらともとに若干の私見を述べて結びにかえたいと思う。

まず、占地の問題であるが、すでに述べたとおり、この遺跡は、隱岐群島における有数の八尾平野を望み、かつ国衙の置かれた下西台地を一望できる景勝の地であり、しかも西北方にある因分僧寺との距離は約4町をはかる。距離的にみて諸国の因分僧寺と國分尼寺との隔たりと相似たものであることがわかる。

寺域については、これまでの調査結果を総合して考えた場合、地形的に多少の起伏が認められるけれども、東西360尺（約108m）、南北180尺（約54m）の範囲をとることができると、北側に認められたSB001の北部とSB005,006からさらに南へ平坦地をたどっていけば南北の距離も360尺をとることができる。とすれば、この寺跡は1町四方の寺域をもっていたと考えてよい。それは、SB001ないしSB002の中軸線をもとに東西にそれぞれ半町ずつとてみれば、西側は畠の境に当つてそれ以西は一段下つて山林となり、また東側はSB004の東端より60尺約18m離れた地点から次第に傾斜をみせており、その附近の等高線も南北に直線状を描いてゐるのである。

したがつて、東西の四至線はこの附近にあったとみてよい。これに対して南北の四至線は北側の地形をもとに考えてみれば、SB001の柱列より60尺約18m離れた地点から北はかなりの斜面をなしており、これを北側の四至線とみることができる。南側も同様にして、門と考えたSB005,006の東西中軸線から140尺（約42m）の地点から次第に地形は傾斜をみせており、東南隅にある島後歯磨センターの敷地が、南と東の土地よりも一段高い位置を占めているのもこれとよく符合しているのである。かようにみれば第2年度で発見したSB005,006は、実は中門的なものであったとも考えられ、その両側に延びる横列も一種の廻廊的な意味をもっていたとみられなくもない。

建物址については、これまでの調査で、その配置なり、構造なりについて多くの問題が提起されている。その一つは、現在までに判明している建物の配置状況が普通の寺院跡とは大いに違つてゐることである。すなわち、初年度に発見したSB002,SB001を講堂に想定すれば、その前方には金堂跡を置いたと思われ、事実それだけの面積は充分にあったのである。にもかかわらず、調査の結果はそれを発見することができなかつたのである。とすれば、当初考えていたSB002ないしSB001は実は金堂としての性格を

もった建物ではなかったか。さらにその東にある5間3間のSB003が講堂として使用された可能性があるのではないかろうか。

一方、このような配置と構造を示す建物址の性格としていまひとつ考えられるのは、寺院以外の遺跡ではないかということである。すなわち、周吉郡の郡衙跡に比定することである。天平4年(732)の「隱岐國正税帳」(注1)には4郡の合計55棟の正倉がみえ、そのうち遺跡の所在する周吉郡には「都合正倉宅拾^{諸間}不動穀倉五間 動用穀倉一間 公用稻倉一間 義倉一間 順倉一間 郡稻倉四間 空三間」とあって17棟の正倉がみえる。(注2)また、長元3年(1030)の「上野國交替実錄帳」(注3)には平安時代における郡衙の規模がみられ、正倉のほかに館、郡庁があってそれぞれが屋で構成されていたことがわかる。

われわれの調査した建物址は、SB001～SB003が、郡庁としての性格をもっているらしいこと以外には、確かな証拠をつかむことができなかつたのであり、郡衙のなかでは最も棟数の多いと考えられる倉正跡はまったく不明というほかない。とすれば、この遺跡はやはり寺跡と考えた方がよさそうである。その第1の理由は、郡衙に瓦の使用された例はきわめて少ないとある(注4) 第2の理由は、使用された瓦が隱岐國分寺のそれと同一である点を注意したい。すなわち、軒丸瓦、軒平瓦とともに國分寺瓦と同一の文様、焼成になるものであることが両者の関係の深さを思わせるのである。

| 事項 | 等級 | 位置 | 郡数 | 郷数 | 田 積 | 官 稲 | 官種國分寺料 |
|----|----|----|----|----|--------------|----------|---------|
| 隱岐 | 下国 | 遠 | 4 | 12 | 582町2段342歩 | 70,000束 | 5,000束 |
| 石見 | 中国 | 遠 | 6 | 37 | 4,884町9段42歩 | 391,000束 | 20,000束 |
| 出雲 | 上国 | 中 | 10 | 77 | 9,435町8段285歩 | 695,000束 | 40,000束 |

三国諸事項比較表

第3の理由は、離島の小国であるという隱岐國の諸般の条件から、伽藍配置に特異なものがあったのではないかろうか。すなわち、上表(注5)に示すごとく、出雲、石見、隱岐の3国を比較した場合あらゆる点において隱岐國は劣っている。にもかかわらず、天平13年(741)の詔(注6)は諸國均一のものであったのである。現存する諸國の僧寺は規模なり、伽藍配置に多少の差こそあれ、一応の堂塔を備えたものであろうが、こと隱岐國分尼寺の場合は違っているのである。それは、一応寺院の形態をとるとすれば最少限に必要な金堂と講堂を寺城の北辺に並べて建て、その南辺に門と櫓を設け、さらに金堂と講堂の中間に短列の櫓を置いて小規模でしかも敷少ない建物を視覚的に大きく、かつ複雑にみせる配慮がなされたとも考えられるのである。



第16図 教吳寺系軒丸瓦

全域の調査が完了していない現在では、このほかにどのような建物が存在するのか一切不明といわざるを得ないが、SB003の東方に認められた東西の間口3間を数えるSB004あるいはSB003の北側にも東西方向に並ぶ柱穴の掘り方を認めており、若干の建物が併存していたことは推察することができる。

終りに、この寺跡における瓦の系譜について述べておきたい。軒丸瓦の瓦当文についてはさきに記したように、簡略化されたものであるとはいえ、本土の瓦当文にその祖形を求めるができる。特異な蓋をもつ狹長な舟形単

弁と二重の圓線によって特徴づけられるこの瓦は、同時期のものとして鳥取県岩美郡国府町の因幡國分寺跡の瓦をあげることができる。そして、これらの祖形としては、鳥取県西伯郡淀江町福岡所在の上淀庵寺、あるいは安来市野方町真崎の教吳寺跡出土の第1類～第3類の瓦が指摘される(注7)。隱岐國分尼寺跡の瓦が、本土からどのような経路をたどってこの地にもたらされたのか、連断はできないが、この形式は山陰に広く分布する特異な瓦とみなしてよい。それは、さらに隱岐国内においても他に影響をおよぼしている。すなわち、西郷町下西にある權得寺庵寺あるいは五箇村郡の大町庵寺瓦の一類には、複弁様式の連弁に1葉の蓋を表現するものがあることによっても、うかがうことができる(注8)。

注1 東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年之一(453ページ)昭和43年4月覆刻

注2 注1前掲書458ページ

注3 竹内理三編『平安遺文』古文書編第9卷(3513～3538ページ)昭和39年2月

注4 延暦14年閏7月15日の太政官符「応建置倉院裏」には「……加似倉舍比近。釐宇相接。一倉失火。百倉共焼。……」とあって瓦葺の倉もあったことが

しれる。(『国史大系』25類聚三代格(387ページ)昭和40年8月)

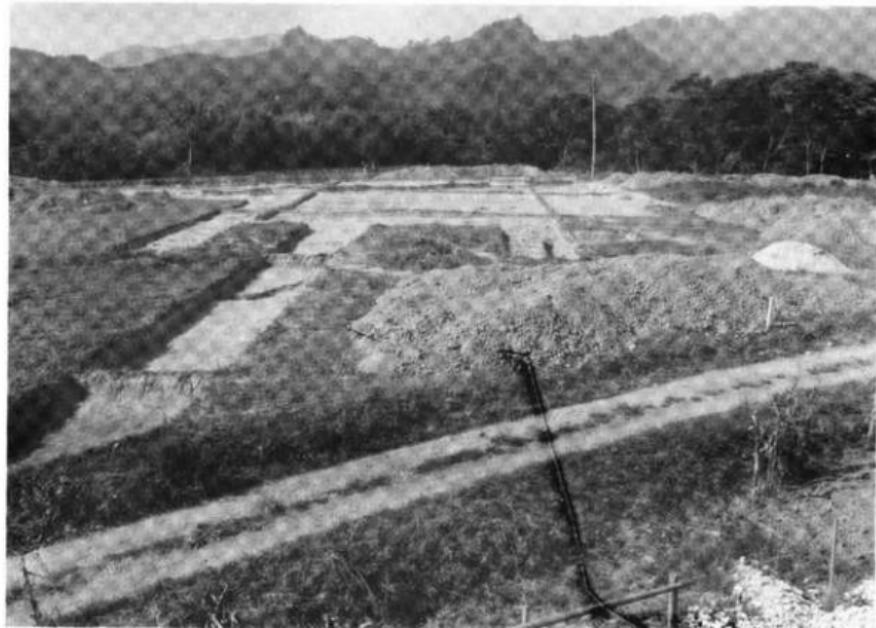
注5 この表は『新修島根県史』通史編1(昭和43年3月)掲載の諸表から参照した。

- 注 6. 「国史大系」25 順聚三代格（「国分寺事」108 ページ）
- 注 7. 江谷寛「山陰における古瓦の系譜」（「古代文化」17 の 5)昭和 41 年 12 月
近藤正「出雲國風土記所載の新造院とその造立者」（『日本歴史考古学論叢』第 2
- 注 所収)昭和 43 年 7 月
- 注 8 第 16 図左上から上淀廃寺、因幡国分寺跡、柳得寺廃寺。右上から教吳寺跡、隱岐
国分寺跡、大町廃寺。

(近藤 正)



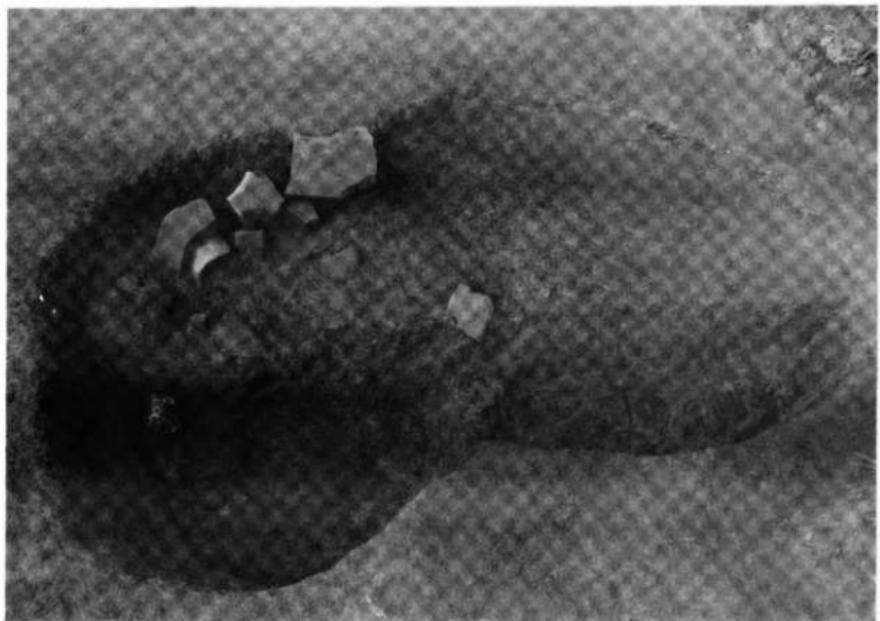
遠望（西北からみる）



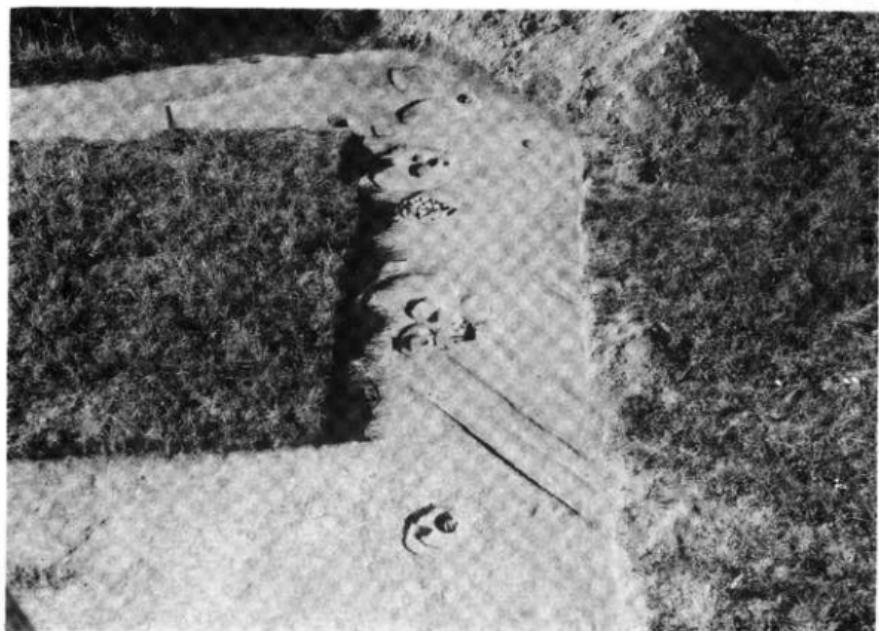
近景（南からみる）



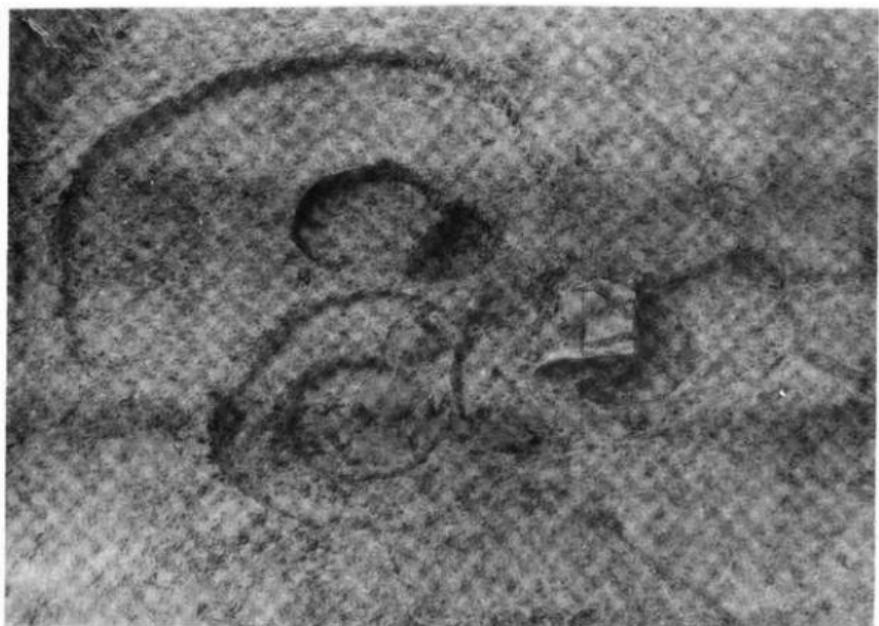
S B 001, S B 002 (東からみる)



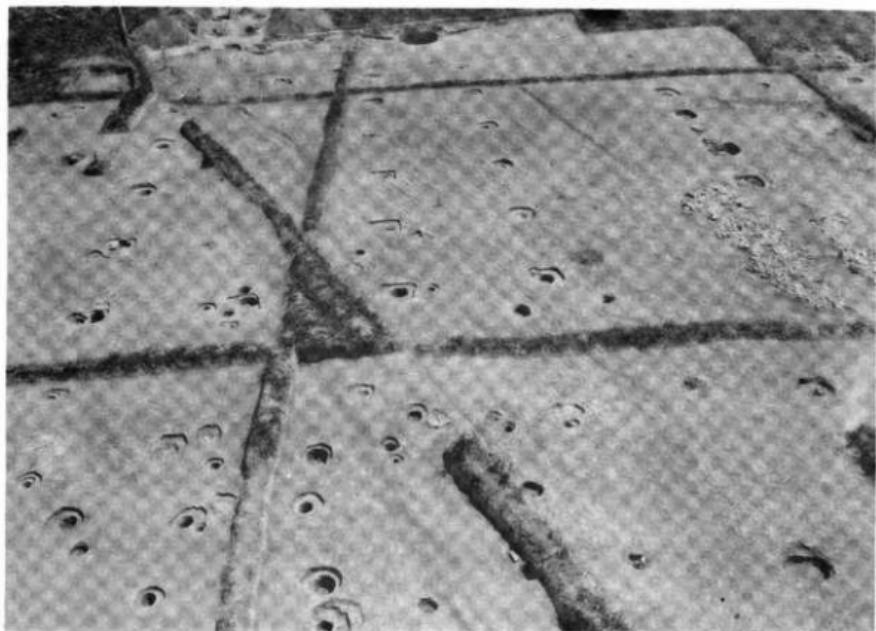
同上 東北隅の掘方



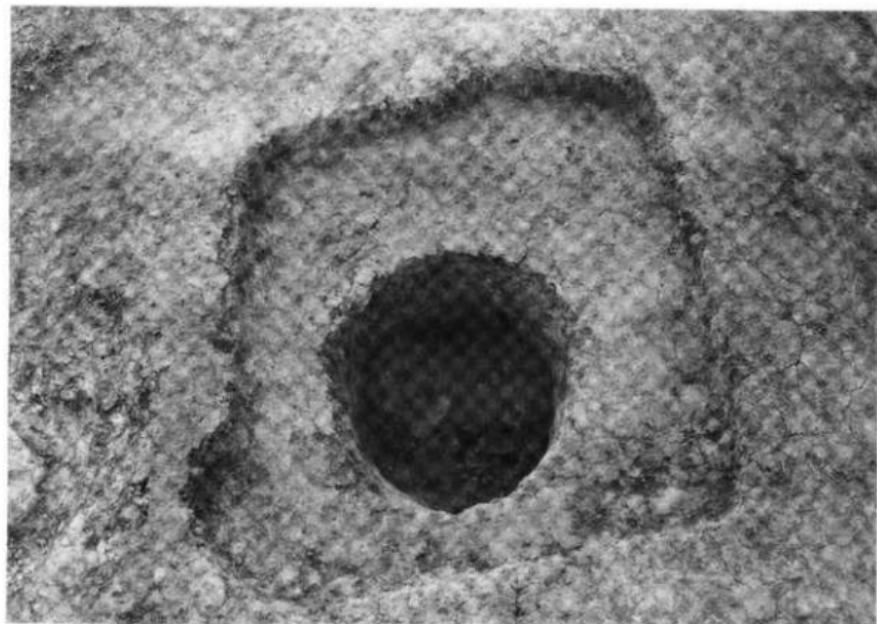
SB 001, SB 002 西端（南からみる）



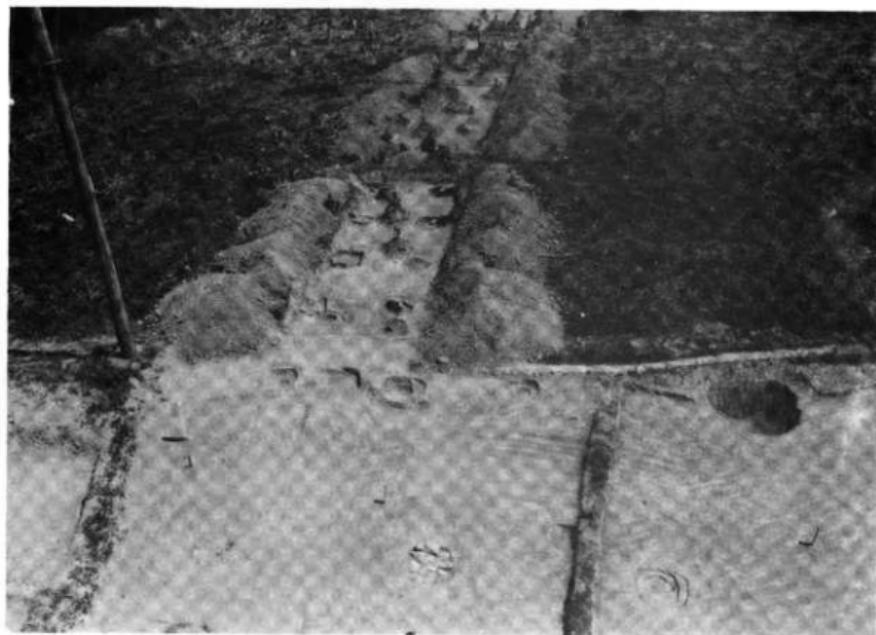
同上 身舎南西端の権方複合状況



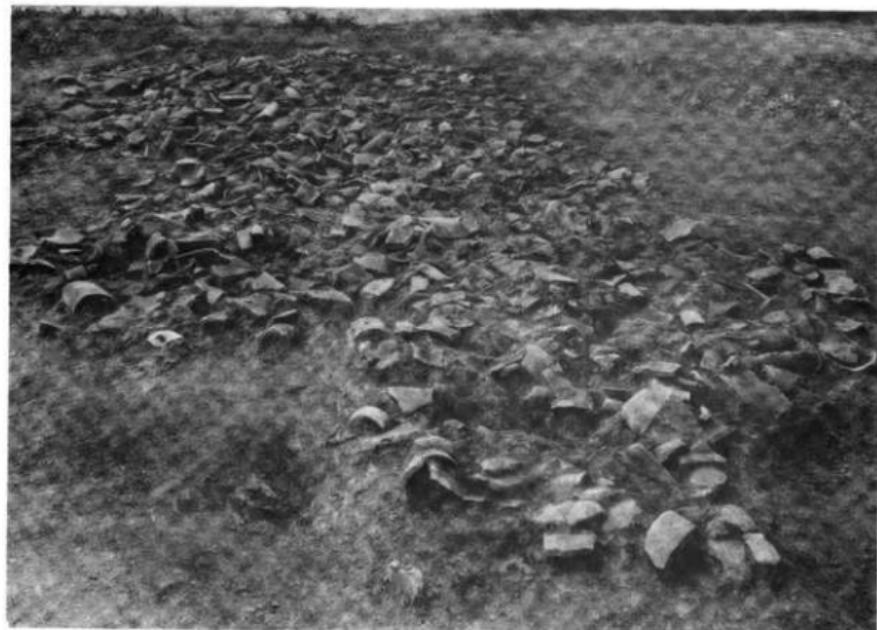
S B 003. S A 001~003.005ほか (西からみる)



S B 003 捩方



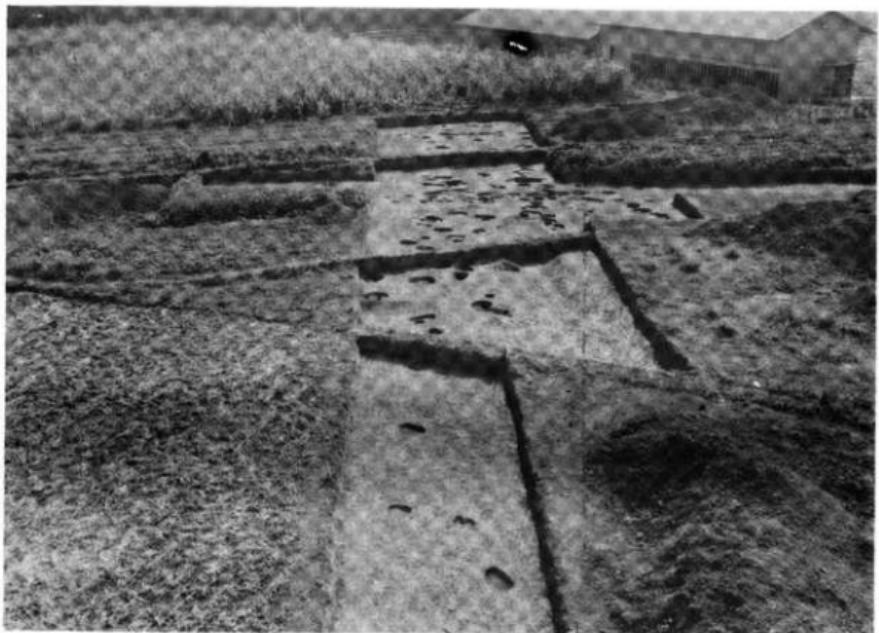
S B 004 S A 006 (西からみる)



S K 001 瓦留り (東からみる)



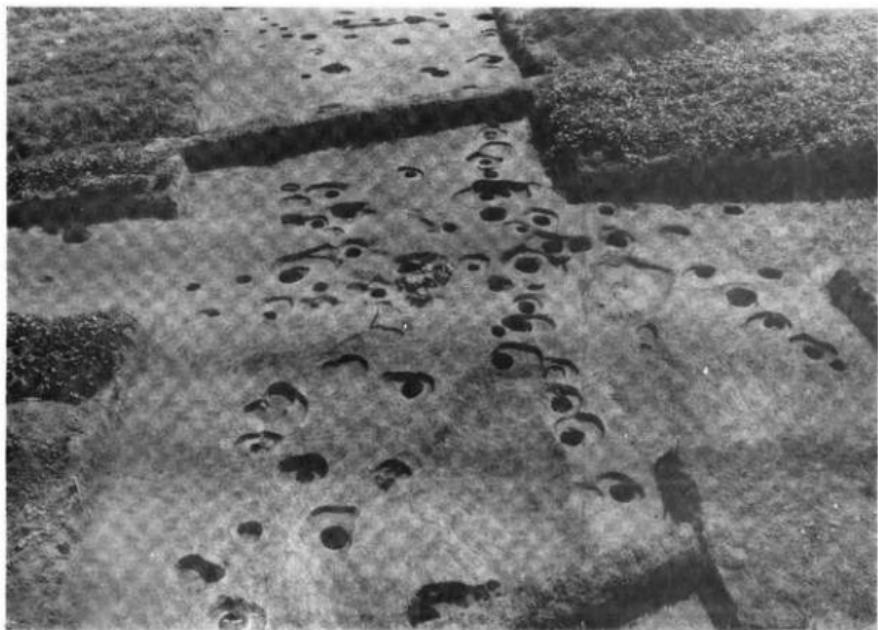
S B 005.006ほか（南からみる）



S A 012. S B 005ほか（西からみる）



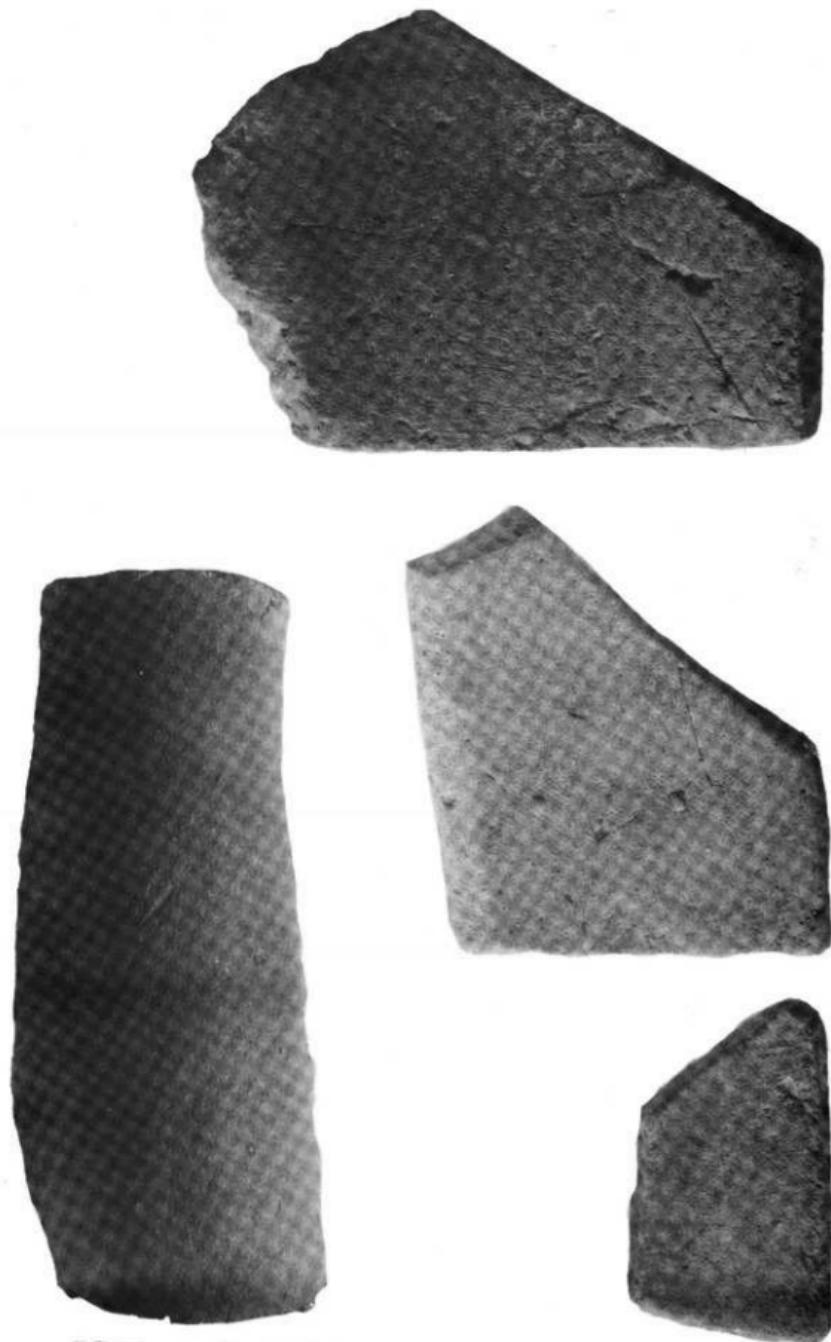
SB 005 006 (南からみる)



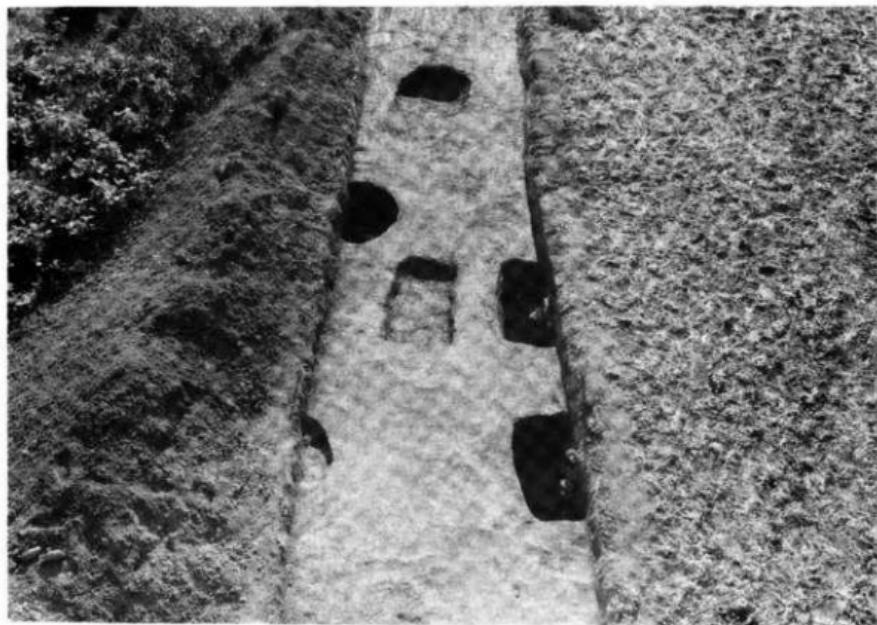
SB 005 SA 012 (東からみる)



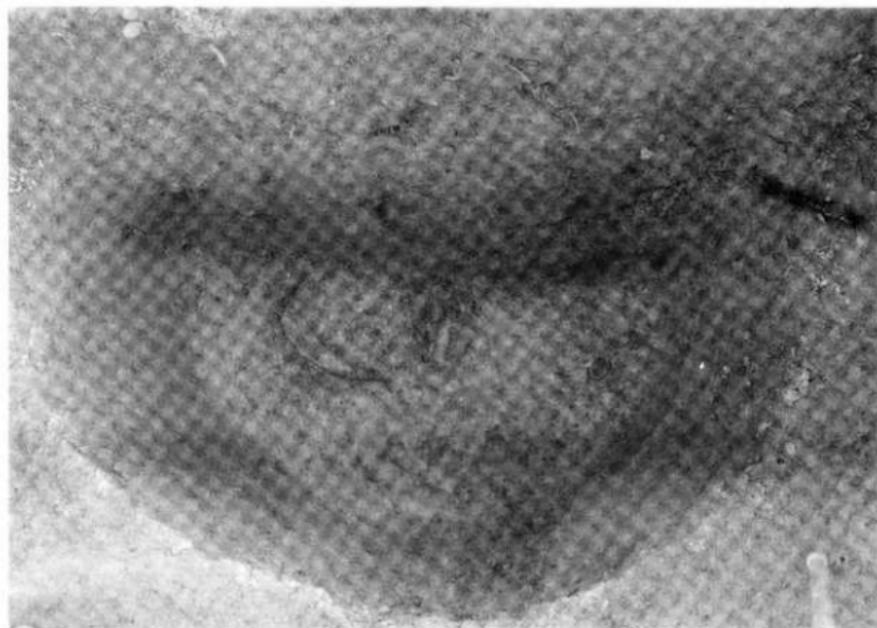
軒丸瓦（上二段）と軒平瓦（下二段）



丸瓦（左）と隅平瓦



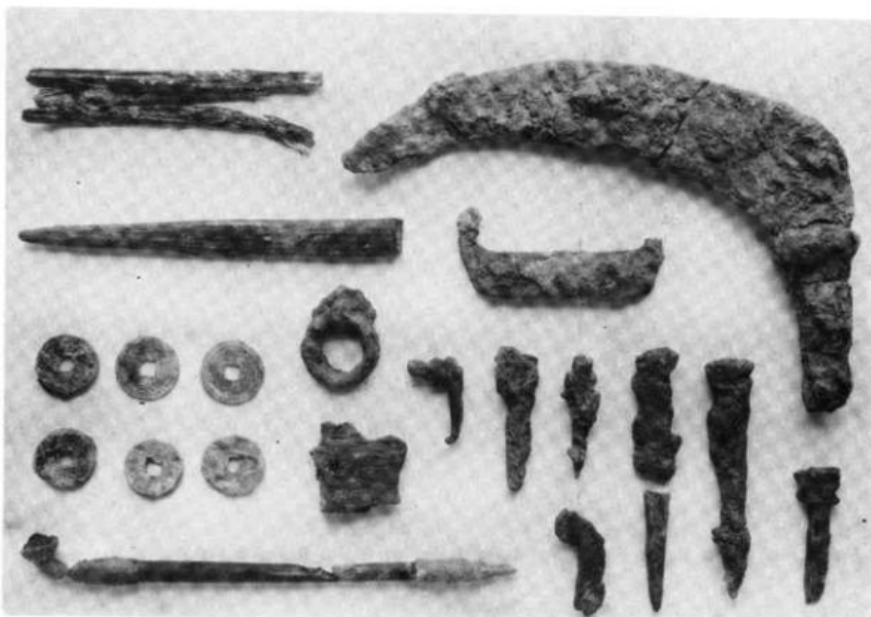
古墓群全景（東から）



第4号墓墳底（北から）



第1号墓（左），第2号墓（右）棺材



第4号墓 副葬品，棺材

昭和 46 年 3 月 25 日 印刷
昭和 46 年 3 月 30 日 発行

隱岐國分尼寺調査報告書

印刷天神原印刷所
発行 隠岐島後教育委員会
島根県隠岐郡西郷町